

政令第 号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第二項、第十一条第三項（同法第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条、第九十一条及び第九十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令

第三条中「第四十五条」を「第九十三条」に改め、同条を第七条とする。

第二条第五項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「法第九十一条の第一種フロン類充填回収業者」に、「回収の業務」を「充填、回収若しくは再生の業務」に改め、「立ち入り、」の下に「第一種特定製品へのフロン類の充填及び」を加え、「充てんされている」を「充

填されている」に、「及びその」を「、法第五十条第一項の第一種フロン類再生施設等並びにこれらの」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品の管理者の事務所若しくは事業所又は法第十六条第一項の管理第一種特定製品を設置する場所に立ち入り、当該管理第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

第二条第一項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「立ち入り、」の下に「法第六十三条第二項第四号の」を加え、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、フロン類の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係るフロン類、当該フロン類の製造等に係る施設及びその関連施設並びに開

係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、指定製品の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係る指定製品、当該指定製品の製造等に係る施設及びその関連施設並びに關係帳簿書類を検査させることができる。

3 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者の事務所又は事業所に立ち入り、關係帳簿書類を検査させることができる。

4 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、法第九十一条の第一種フロン類再生業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の再生の業務を行う場所に立ち入り、法第五十条第一項の第一種フロン類再生施設等及びその関連施設並びに關係帳簿書類を検査させることができる。

第二条を第六条とする。

第一条第五項中「第四十三条」を「第九十一条」に、「第二十三条及び第二十四条第二項から第五項まで」を「第四十八条並びに第四十九条第一項、第二項、第四項、第六項及び第七項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同項第二号を同項第七号とし、同号の前に次の四号を

加える。

三 充填証明書の交付に関する事項

四 法第三十八条第一項の登録に関する事項

五 回収証明書の交付に関する事項

六 法第四十条第一項の登録に関する事項

第一条第五項第一号中「、回収又は運搬」を「又は回収」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 フロン類の充填の実施の状況

第一条第五項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、法第四十九条第五項の規定による措置に関する措置に關し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に対し、フロン類の充填又は回収の実施の状況に關し報告を求めることができる。

18 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、法第四十九条第五項の規定による措置に關し必要がある

と認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）に対し、フロン類の運搬の実施の状況に關し報告を求めることができる。

第一条第四項中「第四十二条」を「第九十一条」に、「第二十四条第一項、第二項及び第五項」を「第十九条第三項、第四項及び第七項」に改め、同項第一号中「第十九条の三第四項」を「第四十三条第四項」に改め、「フロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第三項中「第四十三条」を「第九十一条」に、「第二十三条並びに第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第四十八条並びに第四十九条第三項、第四項、第六項及び第七項」に改め、同項第二号中「第十九条の三第一項に規定する」を「第四十三条第一項の」に改め、同項第四号中「第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した」を「第四十三条第四項の」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。

13 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、法第四十九条第二項及び第七項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、情報処理センターに対し、次に掲げる事項に關し報告求めることができる。

一 法第三十八条第一項の登録に関する事項

二 法第三十八条第二項の通知及び同条第三項の記録に関する事項

三 法第四十条第一項の登録に関する事項

四 法第四十条第二項で準用する法第三十八条第二項の通知及び同条第三項の保存に関する事項

第一条第二項中「第四十三条」を「第九十一条」に、「第二十三条並びに第二十四条第四項及び第五項」を「第四十八条並びに第四十九条第一項、第六項及び第七項」に、「フロン類の回収の委託又は引渡しの実施の状況」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 フロン類の充填の委託の実施の状況

二 フロン類の回収の委託又は引渡しの実施の状況

三 法第三十七条第二項の通知に関する事項

四 法第三十九条第二項の通知に関する事項

第一条第二項を同条第十二項とし、同項の前に次の二項を加える。

10 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、法第十七条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品の使用等の状況に関する報告を求めることが

できる。

11 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、法第十八条の規定による措置に關し必要があると認めるときは、同条第一項の第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品の使用等の状況に關し報告を求めることができる。

第一条第一項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律（以下「法」という。）第四十三条」を「法第九十一条」に、「第三十五条及び第三十六条」を「第七十二条及び第七十三条」に、「フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況
- 二 破壊証明書の交付及び破壊証明書の写しの保存に關する事項

第一条第一項を同条第九項とし、同条に第一項から第八項までとして次の八項を加える。

主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十条の規定による措置に關し必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の状況に關し報告を

求めることができる。

2 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十一条の規定による措置に関する必要があると認めるときは、同条第一項のフロン類の製造業者等に対し、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の状況に關し報告を求めることができる。

3 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十三条の規定による措置に關し必要があると認めるときは、同条第一項の指定製品の製造業者等に対し、その製造等に係る指定製品につき、法第四条第二項の使用フロン類の環境影響度に關し報告を求めることができる。

4 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十五条の規定による措置に關し必要があると認めるときは、指定製品の製造業者等に対し、その製造等に係る指定製品につき、法第十四条第一号に掲げる事項の表示及び同条第二号に掲げる事項の遵守の状況に關し報告を求めることができる。

5 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第六十二条第三項及び第五項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、再生証明書の交付及び再生証明書の写しの保存に關する事項に關し報告を求めることができる。

6 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第七十三条第二項及び第四項の規定による措置に関する事項に關し報告を求めることがあると認めるときは、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、破壊證明書の回付及び破壊證明書の写しの保存に關する事項に關し報告を求めることができる。

7 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第六十一条及び第六十二条の規定による措置に關し必要があると認めるときは、第一種フロン類再生業者に対し、次に掲げる事項に關し報告を求めることができる。

一 フロン類の引取り、引渡し又は再生の実施の状況

二 再生証明書の交付及び再生証明書の写しの保存に関する事項

8 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第六十二条第二項及び第五項の規定による措置に関する必要があると認めるときは、同条第二項の第一種フロン類再生業者に対し、フロン類の運搬の実施の状況に關し報告を求めることができる。

第一条を第五条とし、同条の前に次の四条を加える。

(指定製品)

第一条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」）

という。）第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 エアコンディショナー（特定製品以外のものであつて、室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、壁を貫通して設置されるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二 硬質ポリウレタンフォーム用原液（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第一項に規定する住宅の工事現場において断熱材の成形のために用いられるものに限る。）

三 専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（専ら不燃性を必要とする状況で用いられるものを除く。）

（フロン類の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第二条 法第十一條第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。

（指定製品の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第三条 法第十三条第二項及び第十五条第二項において読み替えて準用する法第十一條第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。

（手数料の額等）

第四条 法第二十五条に規定する手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号

に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円

二 光ディスク（日本工業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円に〇・二メガバイトまでごとに二百四十円（法第二十一条第二項の開示請求（次号において「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものとの交付をする場合にあつては、四十メガバイトまでごとに二百六十円）を加えた額

三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。）〇・二メガバイトまでごとに百二十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、

四十メガバイトまでごとに百七十円)

2 手数料は、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもつて納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百七十九号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。